

新型コロナウイルス感染症の対策について

新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
学校では授業再開に向けて、生徒たちが安心して登校し勉強に取り組めるよう、次のことを行っていきます。

- ① 家庭で:検温・健康観察(様子を聞いてください。)
- ② 登校中:電車・バスなどの公共交通機関を利用する人は、必ずマスクを着用する。人との間隔をなるべく開けて座るようにしましょう。バスの中での会話も、しばらくの間控えるようにしてください。
徒歩・自転車通学の人も複数で登校する場合には、マスクを着用し、大声での会話を控え、間隔をあけて通学する。
- ③ 登校後:手洗い・うがいをする。手指消毒。検温未実施生徒の教室入室前検温。
- ④ 朝のSHR:教員による健康観察及び生徒による健康チェック表の記入
- ⑤ 授業中:机の間隔をあけて配置。マスクの着用。教室の窓を開放。
- ⑥ 休み時間ごと:5～10分の換気。手洗い・うがいの励行。
- ⑦ 放課後:机いすの消毒、ドア・窓、トイレなど多くの生徒が触れる場所の消毒。

※各階の流しに、手指消毒用アルコールを設置してあります。

また各教室には、机・いすなどを消毒する次亜塩素酸水のスプレーも準備しています。必要に応じて使用していきませんが、基本的には流水と石鹸での手洗いを全員が実施するよう伝えていきます。アルコールでの手指の消毒は、手が洗えなかった場合や手を洗った上での消毒だという事をご家庭でも意識付けをお願いします。使用した教室は、毎日生徒が下校してから消毒を実施します。

※マスクについては、現在も購入が難しい状況ではありますが、文部科学省より感染予防のための布マスクが配布されました。自分専用として使用するようになしてください。

※普段手洗い後、ハンカチやタオルを持っていない・ハンカチの貸し借りをしている人がいます。貸し借りを防ぐためにも、登校の際ご家庭で声掛けをお願いします。

これからの生活の中で…

4月から始まる予定でした学校生活が新型コロナウイルス感染症の発生により、2か月遅くなりました。休校になってからは、3か月が過ぎようとしています。この3か月、お子さんの様子はいかがでしたか。

ゆっくり話す時間が取れた…と言うご家庭やお互いイライラした等、色々な状況があったと思います。

学校が再開されても、なかなか普段通りの生活に戻るわけでもなく、まだまだ制限やお願いばかりが続くと予想されます。第2波、3波…もあるのではないかとニュースも耳にします。

そんな不安の中、学校再開となりました。朝のお忙しい時間ではありますが、朝の大切な時間を有効にお使いいただき子どもたちの健康について、観察をお願いします。体調不良のある人は登校せず、ご家庭で経過観察をお願いします。気持ちの面からも体調不良を訴える人も多くいます。十分会話をされ、心配なことがありましたら担任・養護教諭までご連絡ください。

保護者の皆様も不安な状況かと思いますが、今、私たちができることに集中して、今できるのは、外出の自粛や手洗い、

マスクの着用、免疫力を高めるために生活習慣を整える、バランスの良い食事をとる、水分補給をするなど、インフルエンザ予防と同様のことが効果があると言われています。今シーズン、インフルエンザに罹った人の数は、新型コロナウイルス対策が徹底されたため、例年に比べとても少なく、本校では10人でした。

新型コロナウイルスについても、同様のことが言えると思います。より多くの方が予防の方法を再度確認して、徹底して予防を行うことで、感染を防ぐ事が出来ると思います。

緊急事態宣言が解除されると、気持ちにゆらみが出始める事が心配されます。自分を守り、大切な人を守るために、心をひとつに頑張ってください。

生徒定期健康診断について

4月9日から予定されていた「生徒定期健康診断と身体測定」について全てが一旦キャンセルとなり再度、日程調整を行うことになりました。今後日程が決まりましたら、保健だよりやホームページを通じてお知らせしますのでご確認ください。

日本スポーツ振興センター共済掛金免除申請について

日本スポーツ振興センター掛金申請について、手続きの締め切りが4月20日(月)までとなっていました**が、6月30日(火)まで延長**します。申請をするご家庭は、下記の書類を学級担任まで提出してください。その際書類を封筒に入れ、スポーツ振興センター関係書類とお書きください。

★掛金免除について★

生活保護受給世帯、入学選考料等免除世帯等(ひとり親医療費助成制度受給世帯、児童養護施設在園者など)に該当する場合には共済掛金が免除されますので、以下の証明書類のうち1部(コピー可)を学校へ提出してください。

- ①被保護証明書 ②非課税証明書 ③児童扶養手当証書(市長印が押されている面の写し)
- ④生活福祉資金貸付決定通知書(写し) ⑤福祉医療証(写し) ⑥遺族年金証書(写し) ⑦国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書 ⑧国民年金保険料免除理由該当通知書
- ⑨国民健康保険料減免承認決定通知書(写し) ⑩国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書(写し) ⑪個人事業税減免通知書(減免事由の記載があるものの写し、適用理由は災害被災の場合に限ります。)
- ⑫固定資産税課税台帳記載事項証明書(減免事由の記載があるものの写し、適用理由は土地が変型をした場合、家屋または償却資産が被災した場合に限ります。)
- ⑬雇用保険被保険者手帳(写し) ⑭状況確認報告書(民生委員による報告書 適用事由は無職状況に限ります。)
- ⑮雇用保険受給資格証(写し) ⑯児童養護施設在園証明書 ⑰破産手続開始決定通知書 ⑱罹災証明書、被災証明書

●**在学期間中に該当事由が無くなった場合(生活保護受給世帯ではなくなった場合など)には、共済掛金免除の対象では無くなりますので、必ず学校へ申し出てください。**

新型コロナウイルス感染症に罹患したら・・・

万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患してしまった場合その後の登校については、区衛生課または受診した医療機関から療養が終了したと言われましたら、学校(担任または養護教諭 Tel.044-244-4981)にご連絡ください。